

令和8年度 宮前区内交通結節点形成業務委託

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する「令和8年度 宮前区内交通結節点形成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 路線バスの減便・退出による交通環境の変化から、本市の交通利便性を維持し続けるためには、路線バスとデマンド交通等多様なモビリティを組み合わせることによる市民の移動環境の担保が必要であり、特に乗換機能を持つモビリティステーションの形成とともに、社会的認知の醸成や将来的な社会実装が重要である。一方で、モビリティステーションはこれまでの交通体系と異なるものであり、利用者目線での乗換抵抗の軽減等が必要となる。

本業務は、宮前区内の民間施設等及び既存の交通機能を活用し、移動の目的地となり得る新たな交通結節点であるモビリティステーションの形成に向けた実証実験を行うものである。実証実験に向けては、地域特性を踏まえるとともに、交通事業者や多様な主体との連携を図りながら、モビリティステーションに求められる「交通機能」「待合機能」「情報発信機能」「賑わい機能」の4つの機能を配置し、各機能の利用促進に向けた誘導サイン等の設置について企画提案を行う。また、実証実験を踏まえ、今後のモビリティステーションに求められる機能及び情報発信の手法、モビリティステーションの社会受容性、社会実装及び川崎市内の他民間施設への展開可能性について検証することを目的とする。

(業務内容)

- 3 本業務の内容は、次の（１）～（２）のとおりとする。詳細については、甲乙協議によるものとする。

（１）川崎市宮前区野川エリアにおけるモビリティステーションの実証実験の実施

① 実証実験の企画立案

次の事項を考慮の上で、実証実験の企画立案を行う。企画立案にあたっては関係する施設の管理者等と協議調整を行うこと。

ア 対象箇所

- ・宮前区野川本町2丁目の川崎市バス「野川小学校前」バス停付近を対象エリアとして、当該バス停を基軸としたモビリティステーションの設置・運営を行うものとし、計画にあたっては対象エリア内の民間施設等

及び既存の交通機能を活用すること。

- ・本実証実験は、「モビステかわさき」と称することとし、別途甲が作成、貸与するロゴマーク等を効果的に活用すること。

イ 期間等

- ・実証実験の期間は、令和8年11月上旬から令和9年2月末とし、年末年始を除き、毎日モビリティステーションの運営及びモビリティサービスの提供を行うこと。具体的な期間は甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・実証実験の時間帯は日中とすること。具体的な時間帯は甲乙協議の上で決定するものとする。

ウ 交通機能との連携

(ア) 既存交通の連携

- ・路線バス、コミュニティ交通「みらい号」及びシェアモビリティ等を含む多様なモビリティサービス間の乗換促進を含む連携施策を取り入れること。

(イ) その他のモビリティサービスの導入

- ・必要に応じその他のモビリティサービスを導入し、既存サービスとの連携を行うこと。

エ 待合機能の配置

- ・対象エリア内の民間施設である「ヨークマート川崎野川店」を活用し、乗換時の待合場所として、快適な滞在環境の整備を行うこと。この場合において、施設管理者との必要な調整は、甲を通じて行うものとする。
- ・「ヨークマート川崎野川店」の活用については、原則、1階ふれあいコーナーの利用を想定しているが、提案者は、より優れた活用方法を提案できるものとする。

オ 情報発信機能の配置

(ア) デジタルサイネージによる情報発信

- ・モビリティステーションの情報発信機能を強化するため、対象施設内にデジタルサイネージ等を設置すること。設置場所を含む詳細は、甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・屋外に設置する場合は、防水・防塵性能、耐候性、耐衝撃性を有すること。
- ・デジタルサイネージ等の表示内容は、バスロケーションシステムに加え川崎市関連情報、モビリティ関連情報、地域情報、民間商業施設関連情報等とし、詳細は甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・コンテンツの更新は、遠隔で実施可能なものとする。

- ・上記仕様は参考であり、提案者は、より優れた機能、デザイン、運用方法を提案できるものとする。

(イ) 情報発信等広報施策の検討・提案

- ・モビリティステーションの概念を市民にわかりやすく伝えるとともに、利用促進のための情報発信の手法を検討し、WEB、紙、現地掲示等による効果的な広報活動の実現に向けた広報施策の提案、その他必要な助言を行うこと。なお、検討課題の可視化のため、目的やターゲットなどの検討項目を定義した計画書を作成し、行うこと。

カ 賑わい機能の配置

- ・ウに規定する公共交通の利用促進、民間商業施設への来訪機会の創出、コミュニティ交通「みらい号」の運営活性化、モビリティステーション関連施策の認知向上及び実証実験の利用促進等を目的として、3回程度イベントを開催すること。
- ・イベントの内容、実施時期、実施場所及び実施方法については、受託者が企画案を作成し、発注者との協議により決定するものとする。また、関係機関との調整及び必要な手続きを適切に行うこと。

キ 案内サイン等の設置

- ・対象施設内及びエリア内に案内サイン等を設置して、利用者の認知及び利便性向上に加え、各機能の利用促進に向けた適切な誘導を行うこと。設置物の詳細については、甲乙協議の上で決定するものとする。

ク その他

- ・実証実験の認知度を高め、実施効果を最大限発揮するため、近隣住民及び関係者等に対して、事前周知及び広報を行うこと。
- ・月1回の頻度で、甲乙による定例会を開催し、実証実験の状況報告等を行うこと。

② 実証実験の準備（備品、什器、工作物等の設置や改修等を含む）

③ 実証実験の実施

④ 実証実験を踏まえた検証

- ・アンケート調査等による利用者属性・利用目的・利用状況・乗換状況、満足度等の分析を行うこと。
- ・イベント開催時における来場者数、待合場所の滞在時間の計測等を行い、分析を行うこと。
- ・モビリティサービス事業者から利用実績データの共有を受け、モビリティステーションを起点とした移動傾向の分析を行うこと。
- ・上記により課題を整理するとともに、民間商業施設におけるモビリティステーションの実装に向けた機能や方策等を検証すること。

⑤ その他

- ・実証実験において、備品、什器、工作物等の設置や改修等により、各施設等に影響を与える場合は、事前に施設管理者等の許可を得るとともに、実証実験前中後の写真管理を行うこと。
- ・実証実験において設置する備品、什器、工作物等については、将来的な利活用に寄与することを目的として、可能な限り撤去せず残置することを基本とする。ただし、安全性、耐久性、管理運営上の支障等により継続利用が困難と認められるものについては、この限りではない。詳細は甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・必要に応じて、実証実験中における施設等の開錠及び施錠を行うこと。
- ・実証実験中における敷地内の清掃などの環境整備を行うこと。
- ・実証実験に必要な光熱費等を負担すること。

(2) 報告書作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(実施計画書)

- 4 乙は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人・技術者届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

- 5 受注者は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

(契約期間)

- 6 契約締結日から令和9年3月15日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 7 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

- 8 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。

乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

9 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

10 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

12 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

13 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

14 成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書（概要書含む） 1 部

- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物（実施計画書、広報物等）
- ・その他本市が必要と認めるもの

(2) (1) の電子データ 1 式

(その他)

15 やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和 8 年度 宮前区内交通結節点形成業務委託 履行場所

